

令和4年度 科目等履修生出願要項

福岡大学

1. 受付 (必ず科目等履修生を希望する本人が、関係書類の提出および選考料の納入を行ってください。)

受付	<p>日時： 3月12日(土) 9時00分～14時00分 3月14日(月) 9時00分～14時00分 3月15日(火) 9時00分～11時00分</p> <p>場所： 非常勤講師控室(文系センター低層棟1階)</p> <p>*完全予約制となっております。願書記入・受付には少なくとも1時間程度かかります。</p>
必要書類等	<p>①最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 (受講歴のある方、および医学部医学科は不要) *卒業見込証明書を提出された方は、4月上旬までに卒業証明書を提出してください。</p> <p>②成績証明書 (受講歴のある方、および医学部医学科は不要)</p> <p>③写真 3枚(縦4cm×横3cm、カラー、脱帽・無背景)</p> <p>④レターパックライト 1枚</p>
選考料	<p>15,000円(願書提出後に納入いただきます。)</p> <p>ただし、令和3年度に選考料を納入し受講を許可された人は、選考料を免除します。</p>

2. 出願資格

- ・学則第18条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当すると認められた者
- ・資格取得を目的として課程科目を受講する場合は、原則としてその資格を取得できる本学の学部・学科の卒業生に限ります。(他大学の卒業生で教員免許状取得のために受講を希望する場合は、同じ種類・教科の教員免許状を取得できる学部学科の出身であり、かつ本学教育職員の推薦が必要です。)

3. 履修の許可

- ・履修内容決定通知を郵送(3月下旬予定)いたします。
- ・通知で履修内容を確認のうえ、同封の振込用紙にて受講料を4月5日(火)正午までに納入してください。期日までに納入されない場合は履修を許可することができません。

(令和4年度受講料一覧)

単位又は授業時間の認定を必要とする科目等履修生	学則第31条に掲げる表において、理学部、工学部、医学部看護学科又は薬学部 の専門教育科目(工学部については、工学共通科目を、医学部看護学科については、 専門基礎科目を含む。)としてのみ定められている授業科目	1単位につき	18,000円
	学則第31条に掲げる表において、医学部医学科の専門教育科目としてのみ 定められている授業科目	1単位又は 15時間につき	40,000円
	学則第31条に掲げる表に定められている上記以外の授業科目	1単位につき	12,000円
	学則第31条に掲げる表に定められていない授業科目	本学の卒業者 その他	1単位につき 1単位につき
単位の認定を必要としない 科目等履修生	学則第31条に掲げる表に定められている授業科目 (医学部医学科を除く)	1単位につき	9,000円

(注) 科目の種類については、受付時に確認してください。

この他に教育実習費は原則として1週につき6,000円、介護等体験費は7,500円、博物館実習費は6,000円です。

4. 出願上の注意

[全般]

- (1) 科目名および科目の曜日時限等については、出願受付時に公開します。
- (2) 一つの学部学科を決め、その学部学科で履修できる科目を選択し、登録してください。
- (3) 科目等履修生が1年間に受講できる授業科目の単位数は、40単位以内です。(医学部医学科を除く)
- (4) 登録に際しては、授業及び試験の重複がないよう注意してください。
- (5) 前期と後期に同じ科目の登録はできません。
- (6) 受付終了後の登録科目の変更・追加・取消は一切認めません。
- (7) 受講できない科目(演習、実験、ゼミ、制限科目など)があります。あらかじめ相談してください。
- (8) 登録科目が閉講する場合があります。その場合は登録科目の変更をお願いします。
- (9) 提出書類および納入された選考料・受講料の返還は行いません。
- (10) 授業は、対面授業の他、遠隔授業で実施される場合もあります。オンライン授業受講等のスキルが求められます。

[教職課程・博物館学芸員課程・社会教育主事課程]

- (1) 各種課程の受講を希望する方は、2月25日(金)までに教職課程教育センター(8号館2階)に事前にご相談ください。
- (2) 令和4年4月1日以降の教員免許状取得には新法新規則が適応されます。
令和4年度に開講されない科目もありますので、2月の事前相談の際に旧法からの読み替えに併せて確認してください。
- (3) 教員免許状取得のための科目登録および単位修得については、自己の責任において行ってください。
- (4) 中学校免許状取得希望者は、原則として介護等体験が必要です。2月の事前相談の際に申し出てください。
- (5) 「教育実習」の履修希望者は、原則として各自で実習校を手配してください。
- (6) 教育実習、養護実習および介護等体験の受講等は本学の卒業生に限ります。

[学位取得目的]

本学の科目等履修生として修得した単位については単位修得証明書を発行しますが、学位取得について本学がこれを保証するものではありません。